資料1

地方公共団体公営企業金融機構法案(仮称)の概要

政府部内 調整未了 未定稿

平成19年2月 総 務 省

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、地方案の 考え方も参考にしつつ立案

1.目的

地方公共団体公営企業金融機構(以下、機構という。)は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の公営企業の地方債につき、地方公共団体に対し、長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 .組織・ガバナンス

(1)代表者会議

- 最終的な意思決定を行う最高意思決定機関
- ・ 知事、市長、町村長の代表者に加え、同数の地方行財政、経済、 金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは地方三 団体が選任

(2)役員等

- ・ 理事長、副理事長、理事、監事を置く
- ・ 理事長、監事は代表者会議が任命、副理事長、理事は代表者会議 の同意を得て理事長が任命

(3)経営審議委員会

- 外部性を有する第三者機関
- ・ 地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験験者で構成し、メンバーは代表者会議が任命
- ・ 融資チェック体制の確立のため、予算、事業計画、貸付に関する 基本方針等を審議
- ・ 理事長に対し、その諮問に応じ、又は独自に意見具申
- ・ 理事長はその意見を尊重する義務

(4)外部監査

・ 監査法人等による外部監査制度の導入

3.業務

- ・ 地方公共団体の公営企業及び臨時三事業に対し、長期・低利の資金を貸付
- 貸付対象事業については、現公庫よりも絞り込み、重点化
- ・ 事業規模については、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減
- ・ 全体としての収支相償の原則の下、新機構の経営判断に基づいて、市場金 利等を踏まえた適切な貸付金利を設定

4. 勘定分離

新たな業務に係る新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に区分

5.財務基盤

(1)出資

地方公共団体が全額出資

(2)金利変動準備金

金利変動リスクに対応するため、金利変動準備金を設置

(3)公営企業健全化基金

公営競技収益の均てん化に資するため、公営企業健全化基金を設置

6.国の関与

(1)基本的考え方

適法性をチェックするための必要最小限の関与に限定 (設立・定款認可、違法行為是正要求等)

()現行の一般的監督権限、役員の任命・認可、予算等の認可、債券 発行の認可等は廃止

(2)旧勘定への関与

旧勘定は現公庫の債権管理及び借換債のため経過的に政府保証の付与を行うことから、公庫債権管理のための認可等(資金調達の基本方針、収支計画等)に限定

7. その他

- ・ 公営企業金融公庫は、平成 20 年 10 月に解散し、その一切の権利義務は、 機構に承継(既往の政府出資は国に返還)
- ・ 旧勘定の金利変動準備金については、機構の業務が円滑に経営されている場合において、不要と認められるものは国に帰属
- ・ 解散時の新勘定の残余財産(金利変動準備金分)については、類似する 仕組みに必要な額を活用(残余があれば国に帰属)
- ・ 機構の解散時において、債務完済の最終責任は地方公共団体にあること を明定
- ・ 政府は10年後を目途に早期に自主的、一体的な経営を確立する観点から、民間からの資金調達の補完という趣旨を踏まえつつ、業務のあり方全般の見直しを行うこととし、その際、総務大臣は地方六団体の意見を聴く こととする